



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（情報産業振興課）…………… 1

告 示

- 公共測量の実施の通知（農地農村整備課）…………… 1
- 都市計画事業の変更の認可・4件（道路街路課）…………… 1

公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 3

規 則

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和3年1月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第1号

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和2年沖縄県条例第42号）の施行期日は、令和3年1月29日とする。

告 示

沖縄県告示第8号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宮古島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年1月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市地内（竹アラ地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年12月21日から令和3年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第9号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成24年沖縄県告示第326号で認可した名護都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年1月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 名護都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・名28号宮里大南線
 - 3 事業施行期間 平成24年6月8日から令和5年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の変更
-

沖縄県告示第10号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成20年沖縄県告示第578号で認可した名護都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年1月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 名護市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・6・18号山手線及び3・5・1号中央線
 - 3 事業施行期間 平成20年9月26日から令和5年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の変更
-

沖縄県告示第11号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成22年沖縄県告示第56号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年1月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 西原町
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・西5号東崎兼久線
 - 3 事業施行期間 平成22年2月5日から令和6年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の変更
-

沖縄県告示第12号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成16年沖縄県告示第604号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年1月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・1号小禄赤嶺線

- 3 事業施行期間 平成16年8月17日から令和4年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和3年1月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和2年7月22日
 - (2) 商号名 株式会社ミヤフク
 - (3) 代表者名 宮城尚生
 - (4) 所在地 名護市字済井出460番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-1）第13859号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年6月10日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和2年7月22日
 - (2) 商号名 有限会社ミサキ工務店
 - (3) 代表者名 宮城明美
 - (4) 所在地 豊見城市字上田154番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第759号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年6月30日付けで、建設業法第12条に基づき石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和2年7月22日
 - (2) 商号名 有限会社玉榮組
 - (3) 代表者名 玉榮幸弘
 - (4) 所在地 八重瀬町字新城1471番地3
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第1889号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年7月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和2年7月22日
 - (2) 商号名 有限会社喜納設備
 - (3) 代表者名 喜納政仁
 - (4) 所在地 豊見城市字上田497番地の8
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第3248号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年7月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 令和2年7月22日
 - (2) 商号名 株式会社上エンジニアリング
 - (3) 代表者名 上原一信
 - (4) 所在地 中城村字久場15番地11

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-2）第11751号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年7月3日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和2年7月22日
- (2) 商号名 有限会社アクセス
 - (3) 代表者名 屋宜勝
 - (4) 所在地 沖縄市与儀一丁目35番20号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第11898号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年7月3日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和2年7月27日
- (2) 商号名 邦デザイン
 - (3) 代表者名 上原邦夫
 - (4) 所在地 那覇市港町2丁目18番1号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-30）第10508号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年7月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和2年7月27日
- (2) 商号名 フジ設備工業
 - (3) 代表者名 仲村繁治
 - (4) 所在地 沖縄市桃原一丁目4番20号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第4287号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年7月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和2年7月31日
- (2) 商号名 全志建設
 - (3) 代表者名 具志堅智和
 - (4) 所在地 沖縄市泡瀬四丁目26番26号招福マンション1F
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-30）第13562号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年7月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和2年8月21日
- (2) 商号名 新里組
 - (3) 代表者名 新里仁榮
 - (4) 所在地 栗国村字浜37番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-2）第5335号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年7月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)
---	--